令和６年度　越谷市登録手話通訳者認定試験　筆記試験問題

Ⅰ　次の文章は越谷市の状況について書かれています。(　　)にあてはまる番号を[　　]から選んで書きなさい。

１．越谷市では、(　１　)に則り、意思疎通支援事業を越谷市社会福祉協議会へ委託し、実施しています。令和５年度の手話通訳者の派遣人数は、(　２　)人。そのうち、一番多いのは『医療・保健に関する事』で、二番目に多いのは『(　３　)に関する事』です。

２．令和５年１１月１日から、埼玉県において『埼玉県（　４　）駐車場制度』を開始しています。障がいのある方や要介護状態の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「(　５　)駐車区画」の適正利用を促しています。令和６年に供用を開始した越谷市役所においても、南側及び西側駐車場において専用スペースを用意しています。

① 優先　② 1,149　③ゆずり合い　④障害者総合支援法　⑤ 5,149
⑥障害者基本法　⑦社会生活　⑧思いやり　⑨障害者　⑩福祉

Ⅱ　次の文章を読んで、内容が正しい場合は〇、誤っている場合は×を書きなさい。

１．手話の動詞は、語形変化が豊富です。例えば「電話をする」という手話動詞は、主語や目的語が動詞の始点と終点に一致し、語形変化により「私があなたに電話をする」や「あなたが私に電話をする」を表すことができます。しかし、すべての動詞がこのように語形変化をするわけではありません。

２．２０２４年（令和６年）４月１日より改正障害者差別解消法が施行となり、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。この法律による「事業者」とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利の別を問いません。ただし、個人事業主やボランティア活動をするグループなどは、「事業者」には当たりませんので、合理的配慮の提供は努力義務となります。

３．ソーシャルワークは、人が当たり前に人間らしい生活をしていくための援助のことで、社会福祉援助ともいいます。手話通訳者も聴覚に障がいのある方と社会をつなぐ橋渡しの役割があるため、コミュニケーションを支援することはソーシャルワークの一つともいえます。

４．「障害者総合支援法」による総合的な支援は、市町村が実施する「自立支援給付」と、都道府県と市町村が実施する「地域生活支援事業」で構成されています。「自立支援給付」には、①介護給付、②訓練等給付、③相談支援、④自立支援医療、⑤補装具があります。「地域生活支援事業」は、市町村及び都道府県が、地域で生活する障がいのある人々のニーズを踏まえて実施する事業です。

５．障がい者の手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の３種類です。聴覚に障がいのある方は、身体障害者手帳の交付申請を越谷市役所で行うことができます。越谷市では、令和５年３月３１日現在、聴覚・平衡機能により身体障害者手帳を取得している方が約８００人おり、身体障害者手帳の障がい部位の中では一番多くなっています。

Ⅲ　下記の問いに答えなさい。

①略称の正式名称を書きなさい。
１．こばと館
２．全日ろう
３．家裁

②正式名称の略称を書きなさい。
４．障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
５．埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例

Ⅳ　（　　）にあてはまる語を書きなさい。

１．聞こえの程度は、検査機器で測定しオージオグラムという用紙に記入します。横軸は音の高さを（　１　）という単位、縦軸は音の強さを（　２　）という単位で表し、聞こえの程度や聞こえにくい音などを数値化します。

２．障害者雇用促進法は、障害者雇用率制度、差別の禁止と（　３　）の提供義務、職業リハビリテーションの推進などの具体的方策があります。障害者雇用率制度では、障害者雇用率に相当する人数以上の障害者を雇用しなければならないとする制度で、社会の変化を反映するため５年ごとに見直しが行われています。令和５年度（２０２３年度）からの事業主別の障害者雇用率は、民間企業では（　４　）％、国・地方公共団体等では３．０％、都道府県などの（　５　）では２．９％となりますが、経過措置があります。

Ⅴ　下記の事例を読んで、問題点とそれに対してあなたがこの現場に登録手話通訳者として派遣されたら、どのように対応するか簡潔に書きなさい。

＜場　面＞

・ろう者Ａさんは、高血圧による定期通院をしており、その通院に派遣されました。この病院には以前も派遣されたことがありますが、いつも夫のろう者Ｂさんが送迎のために同行しています。
・待合室でＢさんは、Ａさんに血圧手帳を渡し、診察室で医師に見せるように伝えていました。Ａさんは、そのときは「分かった」とうなずくのですが、少し時間が経つと「これはどうするの」と聞くなど、記憶が曖昧になっているように感じました。それにも関わらず、なぜかＢさんは待合室で待っているというので、Ａさんと２人で診察室に入りました。Ａさんの体調は安定しており、前回行った血液検査の結果も良好だったことから、薬の処方も前回と同様でした。診察は無事終了したのですが、Ａさんが診察室での話をＢさんへ正しく伝えることができなかったので、医師の話は私から簡単に伝えました。

令和６年度　登録手話通訳者認定試験
筆記試験解答

受験 No.　　氏名　　点（　合　・　否　）

	1	2	3	4	5	点数
Ⅰ	④	②	⑩	⑧	①	2点×5
Ⅱ	○	×	○	○	×	2点×5
Ⅲ	越谷市 障害者福祉 センター こばと館	全日本 ろうあ連盟	家庭裁判所	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	埼玉県共生 社会づくり 条例	2点×5
Ⅳ	Ｈｚ （ヘルツ）	dB(dBHL) （デシベル）	合理的配慮	２．７	教育委員会	2点×5
Ⅴ	問題点 ・Ａさんの診察内容をＢさんに伝えたこと					5点
	対　応 ・たとえ夫婦間であっても、勝手に通訳内容を話すのは守秘義務違反にあたる。もしＢさんが診察内容を確認したい場合は、その際の情報保障を担う。					5点